

日本政府の新型コロナウイルス感染症対策
(中国からの入国者・帰国者に対する水際措置の見直しについて(その4))

2023年2月28日
在ギリシャ日本国大使館

日本政府は、現在、中国から日本へ入国する方に対して臨時的な水際措置を実施していますが、当該措置の一部見直しが公表され、3月1日(水)午前0時(日本時間)から、以下のとおり実施方法が変更されます。

1 変更点

(1) マカオからの直行便による入国者

3月1日以降、マカオからの直行便で入国する方は、本措置の対象外となります。これにより、3月1日以降は、中国(香港・マカオを除く)からの直行便での入国者の方に対して、ワクチン接種証明書の有無に関わらず、「出国前72時間以内の陰性証明書」及び「入国時検査(サンプル検査)」が求められることとなります。

(2) 入国時検査の対象者と方法

従来の入国時検査は、中国(香港・マカオを除く)に渡航歴(7日以内)のある方、及び中国(香港を除く)から直行便で入国する方が対象となっていました。3月1日以降は、中国(香港・マカオを除く)からの直行便による入国者の方が対象となります。

また、入国時検査は、そのうちの一部の方にサンプル検査として実施されることとなります。

※入国時検査は、原則、空港では検体採取のみが実施され、当日中に陽性結果の場合のみメールで通知が来ます。また、陽性の場合、原則7日間(症状が無い場合は5日間)の療養が求められます。

※3月1日以降、ギリシャ等から中国経由で日本へ渡航する場合、トランジット時に中国に入国しない場合でも、中国(香港・マカオを除く)ー日本間の直行便で日本へ入国される場合は、当該措置の対象となりますので、ご注意ください。

2 本件詳細につきましては、以下のホームページをご確認ください。

■厚生労働省ホームページ

○令和5年3月1日以降、中国から入国される方へ

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001063716.pdf>

○日本の水際対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

■外務省ホームページ

○【広域情報】中国からの入国者・帰国者に対する水際措置の実施方法の変更(その4)(2023年3月1日以降適用)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2023C012.html

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp